慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	十三行
Sub Title	
Author	田中, 萃一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1918
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.12, No.4 (1918. 4) ,p.486(82)- 498(94)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19180400-0082

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

蛇蝎視せられて居た婦人參政權論者の此の如き國難に對する天晴れなる態度は洽ねく國民の認むる所となつた。是れが彼等をして多年の目的を達するに至らしめた重もなる原因となつたるは、云ふ迄もない。（三月十五日稿）

十三行

田中萃一郎

前年學報で支那の鎖國時代に廣東の外國貿易を獨占して居つた公行に就て說明を試みた際、康熙五十九年創設の當時十六人であつた組合員が乾隆二十二年に二十六家と爲り、『それが後に段々減じて十三人になり十三行と云ふのは公行と云ふのと同一の固有名詞として用ゐらるゝやうになりました。同治三年に出來た桂文燦の「廣東圖說」卷一南海縣の條にも西隅堡即西關附郭……有海關……向有十三洋行。爲外國互市處とあります』と記したが、十三行と云ふのは以下は全く誤解に出でた斷定で、『廣東圖說』の十三洋行も將た又王之春の『洋務柔遠記』道光八年の條に常踞十三行之英酋、能通漢字漢語とある十三行も共に商館のことであつて公行のことでは無いのである。

一

『外國商館の建てる地は極めて狹く東西約六十ロッド（一ロッドは五ヤード半）南北約四十ロッドにして商館の多數と共に行商の所有に屬す。商館は之を十三行と稱し一二の小徑の貫通するあれど一郭を爲せり、各商館は奥行より云へば一郭に亘り好運を示せる名稱を有す。東より數へて第一は義和行 E-ho hang と稱し外人は之を Creek factory と呼ぶ。第二の和闌商館は集義行 Tseih-e hang と稱す。第三の英國商館は保和行 Paou-ho hang と稱し小徑を隔てゝ第四の豐太行 Fung-tae hang と接す。第五は英國の老商館にして隆順行 Lung-shun hang と稱し第六の瑞典商館は瑞行 Suy hang と呼ぶ。第七の Ma-ying hang は又帝國商館と稱し第八を寶順行 Paou-shun hang とす。第九の米國商館即ち廣源行 Kwang-yuen hang の次に China street と稱する廣き往來ありて行商の占居せる第十との間を界す。第十一は佛國商館第十二は西班牙商館第十三は丁抹商館にして第十二と第十三との間には支那商人の居住せる往來あり通常 New China Street と稱す。各商館は三棟四棟若くは以上に分れ外商は或は一棟を占むるあり或は數棟を占むるあり。商館は何れも煉瓦若くは花崗石を以て築かれ二階造にして堂々たる建物なり。屋上に飜々たる外國旗は殊に外國人をして支那の彩旗陋屋と比して快感を覺えしむるものあり。』是は一八三三年の十一月にこの十三行の一に於て發行された雜誌 The Chinese Repository のうちに見えた廣東記事の一節で當時の十三行は實にかくの如くであつたのである。

十三行は一八二二年に火災に罹つて後再築されたのであるが一八四二年の十二月七日に廣東の市民は一揆を起して義和、集義、保和の三行を焚き、翌年の十二月二十六日には復た佛西丁三國の商館を焚ひた。一八四五年の七月に發行した The Chinese Repository に掲げてある十

三行は大體一八三三年の記事と同一であるが唯小異は第七と第八とを前後して居ることである。併し翌年七月發行の同誌には略圖まで添えてあつて米國商館寶順行と其順序を一八三三年と同一にしてある。但しこの分には義和集義保和の三行を合して新英國商館と稱して居る。恩ふに一八四二年末の火災後三商館を合併して仕舞つたのであらう。元來佛國商館と云ひ丁國商館と云ふのは佛國の東印度會社若くは丁抹の東印度會社の商館が住居した爲かく稱したので帝國商館とは即ち獨逸商館で主として白耳義人の貿易を行つて居つたのであるが後には各國の商人は已がじゝその店舗を定めたのである。Couling の The Encyclopaedea Sinica にはなほ丁抹の商館は黃旗行、西班牙の商館は呂宋行、佛蘭西の商館は高公行と稱し而して第十の商館を占領して居つた支那の公行は Chunqua で後に Minqua と更り萬源行と呼んで居つたと記してある。又上文に商館は公行の所有に屬して居つたと云ふたが同書には Howqua と Pwankeiqua とが主として之を所有し外國商人は之を租借して居つたと述べてある。扨この商館は一八五六年の英人廣東入城の際市民の爲に一炬に附せられたので薛福成の記事にも十一月辛未夜。西關外洋樓大火。粵民火之也。先焚美利堅法蘭西居室。次日始延及英館。凡昔十三行皆燼焉。喪失資財無算と見ゆる。而して平和克復後英人等は沙面の地を居留地と定めかくて十三行は約百年間廣東に於て外國貿易の行はれた一の史蹟となつて仕舞つたのである。

二

十三行は即ち公行であると誤解したのは公行の數が十三であつたことがあるからである。一八三三年發行の前記の The Chinese Repository にはその數十二人とあるが一八三七年十月發行の同誌には同年九月に兩廣總督鄧廷楨が公行の數を十三に止めんことを請ふた奏議の譯文を載せて居つてうちに從來外國貿易に從事する行は總計十三であつた、然るに上納金を怠つて處罰され隨て除名されたものがあるので嘉慶十一年に時の粵の海關監督から公行のうちに一名若くは二名の取締を設け新加入者に對しては取締を初め一同の保證をなすの制度を定めた處取締が責任を廻避して容易に新加入者を推薦せぬので公行は減ずる一方であつた。それで道光九年に更に時の海關監督から相當の資格ありと認めたものは假りに一二年公行たることを許しその信用を博し得たるものには嘉慶十一年以前の制度の如く一二名の行商の保證で加盟を許可せんことを請ふて容れられたのである。併し外國貿易に從事する行の數は多年十三であつたのであると云ふて居る。扨その當時の行商は何々であつたかと云ふに一八三七年一月發行の同誌に左の如く明細に掲げてある。

Original names	Mercantile names	Official names.
Howqua—Woo haou kwan(伍浩官)	Ewo hong(怡和行)	Woo Shaouyung(伍紹榮)
Mowqua—Loo mow kwan	Kwonglei hong	Loo Kekwang
Pwankhequa—Pwan chingwei	Tungfoo hong	Pwan Shaoukwang(潘紹光)
Goqua—Seay gaon kwan	Tunghing hong	Seay Yewjin
Kingqua—Leang king hwō	Teenpaou hong	Leang Chinghe
Sunshing(Hingtae)	Hengtae hong	Yen Khechang
Mingqua—Pwan ming kwan	Chungwo hong	Pwan Wantaou
Saoqua—Ma Sew kwan	Shuntae hong	Ma Tsoleäng
Punhoyqua—Pwan hae kwan	Yunwo hong	Pwan Wanhae
Samqua—Woo shwang kwan	Tungshun hong	Woo Teenwan
Chingshin(Kwangqua)	Footae hong	Yeih Yuenchang
Lamqua	Tungcheong hong	Lo Fuhtae
Takqua	Oancheong hong	Yung Yewkwang

『洋務柔遠記』に道光二十一年四月の英艦廣東攻擊のことを叙して英船入掟十三洋行前。河南兵禦之。殺傷相當……翌日英兵水陸幷攻。我兵皆反走……遂囘劫十三洋行と云へる十三洋行は實は商館の如くもあり又公行の如くもあり判然せぬのである。蓋し公行は往來を隔てゝ商館の東に接して居つたのである。而して南京條約の第五條に於て凡大英商民在粵貿易。向例全歸額設行商。亦稱公行者承辦。今大皇帝。准以嗣後不必仍照向例。乃凡有英商等。赴各該口貿易者。勿論與何商交易。均聽其便と規定し行商の特權は茲に全然撤去せられたのである。

『皇朝文獻通考』の市糴考に乾隆四十九年の尙書福康安と兩廣總督舒常の奏議を載せて洋行商人潘文嚴等情愿。將洋貨內如鐘表等類。可以呈進者。每年備辦。額懇監督。代爲呈進云々と記して無庸議と拒絶してある。又『洋務柔遠記』嘉慶十年英人渡來の條に兩廣總督吉慶が密かに洋商潘致祥等に詢ふた處。該二國僻居西北海外。去粵東甚遙。斷無虞別滋事端と答へたと記してある。この潘氏は即ち Pwankhequa であらう。The Chinese Repository 一八三三年十二月發行の分に支那と西班牙との關係を說いて『確なる筋より聞く處に據れば有名なる故の公行取締の父にして當主の祖父に當れるPwankequa は曾てマニーラに遊びて支那人の虐待の下に呻吟せるを見聞し廣東に歸れる後是れ取て以て範となす可しと云へりと云ふ。外國人の待遇に關して至大の勢力を有したる人物にて其獻策により採用せる外國人の特權制限は前世紀の中葉以來益々苛酷となれり』と云ふてあるがマニーラに遊びしと云ふは潘文嚴で嘉慶十一年に潘致祥が公行

取締に擧げられたのではあるまいか。『東華錄』の道光二十二年十月の條に洋商伍敦元購買米利堅船一隻。潘紹光購買呂宋船一隻とあるのは The Chinese Repository の一八四三年二月號に琦善皇帝の命を受けて海軍を創設せんとし、公行は政府の爲に約百八十噸の Ramiro と三百十七噸の Lintin を購ひたりとあるのと同一事たることは疑無い。そこで潘紹光の Pwankhequa の當主であつたことも分明するのである。扨『東華錄』には右の文に接して又紳士潘仕成造成戰船一隻。試驗足以禦敵と云ふてある潘仕成は勿論 Pwankhequa の相續人であらう。『清朝野史大觀』卷七に粵東潘氏と題して潘仕成盛時。姬妾數十人。造一大樓處之。人各一室。其窗壁悉用玻璃。彼此通明。不得容姦云々と記してあるはウイリヤムスの『中國總論』上冊七三六頁に

Some of the principal merchants at Canton, in the former days of the hong monopoly, had cultivated grounds of greater or less extent attached to their establishments. One of them, by way of variety, constructed a summer-house entirely of glass, this wonderful structure being made so that it could be closed and protected with shutters と云ふてるのと或は同一では無からうか。

潘氏の海山仙館は『桐陰清話』にも見えて居るが荔支灣に在つたのである、『清朝野史大觀』の卷八には粵東鹽商潘氏最稱富盛。其花園名海山仙館。頗具邱壑。潘之裔名仕成者。奢汰愈甚。後以欠國課不能繳。家被籍沒。園亦入官。此同治季年事也。園價昂。一時無人能購。乃開彩法售之。共三萬條。每條銀錢三枚。數日即滿額云々とあるが黑銀九萬弗の富籤を興行して欠課を完了し

たのである。更にこの記事の末文に又潘尙有佩文韻府板。則抵與山西某票號とある。かく記して來れば海山仙館叢書の潘氏の出資によつたことは直ちに想ひ起すことが出來るのである。楊守敬の『叢書擧要』にこの叢書を評して潘氏以洋商大賈。然頗好風雅。此書亦多秘冊要籍。不似其所刻法帖半贋品也と評して居る。後に兩廣總督在任中英人の捕虜と爲つてカルカッタに護送された漢陽の葉名琛が廣東巡撫に昇任したのは道光二十七年の末のことであるがその父葉志詵は翌年十月この叢書に序して番禺潘子德畬。與余曩官兵曹時相識有年。今夏大兒撫粵東。迎養南遊。復得與德畬晤。出其近刻海山仙館叢書示余。並請爲之辨言云々と云ふて居る。德畬は即ち潘仕成の字である。蓋しこの叢書の刊行は道光二十五乙巳の年から開始されたので同二十七丁末の年までに上木したものゝうち遂書堂書目、順宗實錄、靖康傳信錄、酌中志、桂苑筆耕集、翼梅の六種は譚瑩の校訂したものである。その他多數は孟鴻光の校訂に係り李性の手に成つたものが二種ある。而して咸豐元辛亥の年に上木したのを最後として居る。潘氏海山仙館の豪奢は實にこの叢書に依て僅かに永久に記念さるゝことゝなつたのである。

一八三〇年代に廣東公行取締の筆頭であつた Howqua の官廳に對して伍紹榮と呼んで居つたことは道光十九年正月の上諭に兩廣總督鄧廷楨の奏議を抄出して虎門防備のことは銀八萬六千兩を要し既係洋商伍紹榮等。情願捐辦と云へるを見ても分明である。併し當時この公行の實權を握て居つたのは上文に支那海軍創辦の際に潘紹光と共に洋船を買ふたと云ふた伍敦元で、伍敦

元は潘氏の先代の外商排斥主義に反對して外商優遇主義を抱持して居つたが爲外人の間の評判も能く、就中廣東の眼科醫院の創設に便宜を與へたが如き進歩した頭腦を持つて居つた。故にヂャイルス氏の『古今姓氏族譜』にも簡單ではあるが傳記が收めてある。The Chinese Repository の一八三三年五月發行の分に廉州？の土匪征討費壹萬兩を寄附してその子 Woo Yuenhwa は花翎を授けられ更に翌月發行の分に擧人を與へられたとあるは伍敦元の子であらう。『清朝野史大觀』卷七南海伍氏の條に粵東近數十年富人。推南海伍氏。先是嘉慶間。粵東十三行有開怡和號伍姓者。本閩人而居粵。故事西洋人至廣州通商者。必由十三行交易。額定餉銀若干。皆由十三行承認。十三行中有中落者。則由餘數家分認其餉。時諸行多衰落。獨伍氏巍然存。有伍敦元者。爲伍之疏族。新從閩中來。伍之家長謂之曰。汝來殊不幸。不能有以潤汝。姑住此可也。無何。制軍阮公以欠餉故。召伍入見。伍憚不敢入。敦元獨願代往。乃入見阮公。公詰欠餉狀。敦元曰。非敢欠餉也。實以商業方疲。而上督餉益急。則力益不支。是官商兩困之道也。公曰。既如是。免汝家數年餉。好自爲之。敦元歸。以報。時伍商既屢困。有厭倦意。乃悉收故業。而獨以商號俾敦元。敦元既得諸商號以營業。業大進。不十餘年。約得千萬。遂大富。傳業其子紫垣名崇耀者。富益盛云々と記してある。阮元の任に兩廣總督即ち制軍の職に在つたのは嘉慶二十一年から道光七年までの間であるから伍敦元の廣東の姻親を訪れて往つたのは少くも五十歳餘のとで五歳年長の阮元との對談は實に力の籠つたことゝ思はるゝ。蓋し伍敦元は一八四三年の九月四日に七十五歳で痢病で斃れたのである。但し廣東撤兵に對する賠償金六百萬弗の上納を命ぜられて精神の過勞を來し死期を早めたと云はれて居る。

『清朝野史大觀』は上文に接して偶旗昌洋行之西人乏資。伍氏以巨萬金畀之。得利數倍。西人將計所盈與伍氏。伍既巨富。不欲多得。乃曰。姑留汝所。西人乃爲置上海地及檀香山鐵路。而歲計其入畀伍氏。紫垣死。以其子子笙像寄西人。曰。是乃吾子。以後金皆寄彼。子笙死。又以子垣孫像寄西人。而屬其寄金焉。垣孫益奢侈無節。然西人未以鐵路股票寄伍。又未以其號數相告。已而旗昌倒閉。……迨垣孫死。西人金又不至。伍氏遂式微矣と記してある、檀香山鐵路とは布哇の鐵道のことである。それで曩に潘氏を叙して海山仙館叢書に就て一言したれば伍氏を說くの序是非共粵雅堂叢書に就て記さねばならぬ。

叢書が伍崇曜の出資になつたので之が編纂校訂の任に當つたのは譚瑩であることは曾て『國粹學報』第五十六期に於て李詳の隨筆嶽記のうちに陳蘭甫東塾集。譚君墓志銘。生平博考粵中文獻。凡粵人著述。蒐羅而盡讀之。其罕見者。告其友伍君崇曜彙刻之。曰嶺南遺書五十九種。三百四十三卷曰粵十三家集。一百八十二卷。選刻近人詩。曰楚庭耆舊遺詩。七十四卷。又博采海內書籍罕見者彙刻之。曰粵雅堂叢書。一百八十種。共千餘卷。凡君爲伍氏校刻書。二千四百餘卷。爲跋尾二百餘篇。君之淹博。略見於此。余向讀粵雅堂叢書。每冊後有南海譚瑩玉笙校七字。心疑諸跋爲玉笙所作。讀蘭甫此文。乃知其實と云へるが如くである。譚瑩が伍崇曜を助けて粵雅堂叢書の刊行に着手したのは道光三十庚戌の年のことで光緒元乙亥の年までに三十集を公にして居

る但し『叢書學要』には第二十集までが譚瑩の校刊に係り續集以下は之に及ばぬと云ふて居るが同治元壬戌の年までに刊行したものはすべて伍崇曜署名の跋を載せ且譚瑩玉生覆校の六字を冊尾に記してある。而して第二十三集以上には續談助の一種が同治十三甲戌の年の上木に係るのみで而も是は譚瑩の校訂を經て居る。尤も第二十三集以下は若干咸豐年間又は同治元年に發行されたものもあれど多くは同治十三年又はその翌光緒元乙亥の年に上木されて居る。但しそのうちにも譚瑩の校訂せるもの少からず而して蜀中名勝記のみはその子譚宗浚叔裕校としてある宗浚は咸豐辛酉の擧人である。なほこの兩年に刻したものの跋文は伍紹棠と署してあるが是は崇曜の子子筐であらう。その他譚瑩の崇曜の爲に校刊したものに宋の王象之の輿地紀勝二百卷の元本影刊がある。伍氏の學界に對する功績も頗る大なるものがあるのである。

三

十三行に就て述べたる序を以て粵海關監督をHoppoと呼ぶの起源に就て一言せねばならぬ。The Chinese Repository の一八四四年八月發行の分に於て一寄稿者は蘭人ニーホフの一六五四年の紀行を紹介したる際粵海關監督の注に廣東の外人が之を Hoppo と呼ぶのは Mr. Treasury Board 又は Mr. Finance Department と呼ぶと同じく誤であると云ふて居る。Hoppo は戸部の轉訛であると云ふ說はこの頃既に唱へ出されたのである。一八七八年に上海で發行された W. F. Mayers の The Chinese Government 四三頁には『廣東には內務府より任命さるる粵海關部と稱する官吏あり歐人之を Hoppo と呼ぶもその由來は分明ならず』と云ふて居るのみである。然るに Morse の The Gilds of China 七一頁には廣東では粵海關部のことを海部 Hoipu と云ふから之から轉訛して Hoppo となつたであらうと見えて居る。戸部の轉訛と云ふよりは當つて居るやうである。文學士矢野仁一氏の『清朝史』三三〇頁には康熙年間の廣東貿易を說き『當時英國商船は珠江口に於て先づ外國商人等のホッポ（河舶司）と稱せし粵海關監督の派遣せる收稅吏に行賄し……始めて黃浦に進航するを得たり』とあつてホッポと云ふは收稅吏か海關監督か文章の上からは判然せぬが若し海關監督とすれば Morse の說に最も近いのである。而して之を河舶司と稱したことが事實であるとすればその說明は更に之に優つて居るのである。但し余輩が矢野文學士の文章に對して疑を抱いたのは The Chinese Repository に載せてある廣東大官表に據つて外國商人の Hoppo (Collector of Customs) と呼んだのは惟り粵海關監督のみであつたとしても外に河泊所 hopo sho (Superintendent of boats) と稱する職司があつたことが示されて居るからである。Mayers の上揭書四二頁に河泊所 Ho Po So (River Police Inspector) 俗稱河廳 Ho Ting とあるのがそれである。『辭源』には河泊所を說明して官署名。明置。掌收魚課。大河以南有之。河北止鹽山縣一處。清惟廣東有河泊所官二人。職掌同前とあつて職掌は漁業稅の徵收のみであつたやうであるが最初この河泊所から Hoppo の稱呼の出たと云ふのは一說として取る可きものがある。然るに今のマンチエスタ大學の支那語敎授 E. H. Parker 氏は China Review の第十八卷第一號に於て『河泊所と云ふ

が如き熟字の支那文章に於て用ゐられ得可きや疑はしHoppoなる語は河伯の熟字より出でたるやも知れず河伯は比喩として海の義に用ゐらる例へば河伯爲之不潮と云ふが如し。思ふにこの語は初めて寧波に於て用ゐられたるならん』と云ふた。されど河泊所の熟字は實際用ゐられしが上廣東の河泊所が外國貿易の監督に關係せしことは下に引抄せる逸事を見ても明瞭である。して見れば Hoppo は河泊所より出で更に海都と混同せられたりとも云ひ得るのである。而してこの逸事は『清朝野史大觀』の卷一に見えて居る。

内閣供事藍某。富陽人。在閣當差有年。清雍正六年元夕。同事皆歸家。藍以眷屬皆不在京。獨留閣中。對月自酌。忽來一丈夫。袍服麗都。狀甚豐偉。藍疑爲内廷値宿官。舉杯相招。其人欣然就坐。笑問曰。君何官。曰非官。供事也。問何姓。具以對。問何職掌。曰管收文書。問共有若干人。曰四十餘。問皆安在。曰今日令節。皆回家矣。問君何獨否。曰眷屬不在此。無可歸也。且既有管理文書之責。亦安敢遽離。問當此差有何好處。曰將來役滿。可注選一小官。問小官樂乎。曰若運好得選廣東河泊所。則大樂矣。問河泊所何以獨樂。曰以其近海。舟楫往來。餽贈多耳。其人笑頷之。又飲數杯別去。明日帝親朝召諸大臣問曰。廣東有河泊所官乎。曰有。曰可特授藍某補授。諸大臣出不知藍某爲何人。共相疑怪。有内監密白昨夜帝微行事。乃往内閣宣旨。藍瞪目咋舌久之。後仕至郡守。

西比利亞の經濟的意義（上）

阿部秀助

本論文は「モスコー」駐在米國總領事 Jhon H. Snodgrass, Russia の一部を譯出せるものにして、西比利亞の部は主として浦港駐在米國領事 John F. Jewell の最近の報告に基きしものなりとす。

一

昔時「ヘロドタス」は何等信ず可きものなきの故を以て「バビロニア」の地味に就きて言ふことを避けたり、之れと同一の嘆聲を發せしむるものは現時の西比利亞にして、吾人は此廣漠たる領土を通じて經濟上、其他、專門的智識を有するもの甚だ少きに苦まざるを得ず、然かも此地方たるや尚ほ五十年前の「カナダ」に似て經濟上、有望なると共に、其黑土帶に於ける人口は一平方哩八人にして、西部及中部西比利亞は一個の穀倉たると共に北部には經濟上價値多き處女林あり、又、河流に產する魚類は適當に貯藏せらるゝに於ては有力なる生活品たるを得可く鑛業の如き若、近世式の機械と之れが經營にして宜しきを得るに於ては巨額の富を齎らすを得可く、尙ほ交通の如きは幾多の水運以外に鐵道の便あり。

二

露西亞本部より西比利亞方面に對する移住は千九百十一年の當時に於て殊に甚しく、移民局の調査によれば同年に於ける移民の總數は二十二萬六千六十二人に達し、以上の移住者に對し